

目次

- 1 年金制度や年金額について P 1
 - Q 1 年金制度の概要が知りたい。
 - Q 2 老齢厚生年金の支給額は大体いくらぐらいなのか。
 - Q 3 「自分の年金額はいくらなのか」と質問される。

- 2 退職時の手続について P 1
 - Q 4 退職時の年金関係手続は？

- 3 3歳未満養育特例について P 2
 - Q 5 3歳未満養育特例とはどのような制度なのか。
 - Q 6 3歳未満養育特例を申請するには、どのような手続が必要なのか。
 - Q 7 将来の年金額にどのような効果があるのか？
 - Q 8 育児休業後、育児短時間勤務をせず、通常勤務で復帰する場合でも申出できるのか？
 - Q 9 申出によって特例の効果があることが確実でないと申出はできないのか？
 - Q 10 夫婦とも公立学校共済組合の組合員だが、2人とも申出できるのか？
 - Q 11 1人目の子で申出をしているが、その子が3歳到達する前に2人目の産前産後休業に係る掛金免除期間を開始した。この場合、どのように手続きしたらよいのか？

- 4 「公的年金制度加入期間等報告書」について P 3
 - Q 12 組合員になった際に提出する「公的年金加入期間等報告書」は年金加入期間を記載する欄があるが、臨時的任用職員など職歴が多い人は記載が大変。

1 年金制度や年金額について

Q 1 年金制度の概要が知りたい。

A 1 年金制度の概要については【資料A】を参照してください。さらに詳しい制度等については、公立学校共済組合本部や日本年金機構のホームページ等でご確認ください。

Q 2 老齢厚生年金の支給額は大体いくらぐらいなのか。

A 2 老齢厚生年金の額は人により様々であり一概には言えませんが、例えば教員として40年程度勤続した場合の特別支給の老齢厚生年金は年額170万円前後（職域年金相当部分を含む）になります（平均ではありません）。

65歳からは年金加入期間に応じて老齢基礎年金（満額で年額約78万円）が併せて支給されます。

「職域部分」は年金一元化前の平成27年9月以前、「年金払い退職給付」は一元化後の平成27年10月以降の組合員期間に応じて計算されます。

Q 3 「自分の年金額はいくらなのか」と質問される。

A 3 年金額については、毎年誕生月の下旬に公立学校共済組合本部から各組合員の自宅に送付されている「ねんきん定期便」で確認できます。

「ねんきん定期便」の年金見込額は、対象者の年齢によって次のとおり計算されています。

- ① 50歳未満・・・現時点までの加入実績に基づいて計算
- ② 50歳以上60歳未満・・・60歳まで継続加入したと仮定して計算
- ③ 60歳以上（引き続き厚生年金に加入する場合）・・・定期便が送付された年齢の4カ月前まで継続加入したとして計算

2 退職時の手続について

Q 4 退職時の年金関係手続は？

A 4 退職時の年金手続は、定年退職等の年金受給権が発生していない方は所属所経由で「退職届書」を提出いただくことになります。ただし、退職後引き続いて「再任用フルタイム職員」「臨時的任用職員」になる場合等、公務員共済組合の組合員になる方は、年金関係の手続はありません。

退職時に年金受給権が発生している方には、当支部から年金関係書類を自宅に直接送付し、当支部に直接送付いただきますので、所属は経由しません。

退職時の手続については、1月以降に所属所長あてに通知する予定です。

3 3歳未満養育特例について

Q 5 3歳未満養育特例とはどのような制度なのか。

A 5 3歳未満養育特例は、3歳に満たない子を養育する組合員等の標準報酬の月額が、育児短時間勤務や育児部分休業の取得等により、子を養育することとなった日（出生等）の前月の標準報酬の月額（従前標準報酬の月額）を下回る場合に、申出により、将来受け取る年金額は下回る前の従前標準報酬の月額で算定することとし、子の養育による報酬の低下で将来の年金額が下がらないようにする制度です。

3歳未満養育特例の概要については【資料B】をご覧ください。

申請書様式や通知類は、公立学校共済組合神奈川支部のホームページに掲載しています。

→[手続ナビ「組合員資格・年金の手続」](#) → 「3歳未満養育特例」に関する手続

Q 6 3歳未満養育特例を申請するには、どのような手続が必要なのか。

A 6 「3歳未満の子を養育する旨の申出書」及び添付資料を、所属を經由して年金グループに提出してください。なお産前産後休業・育児休業の期間中は掛金免除のため特例の対象にはなりません。必ず復職後に提出してください。

Q 7 将来の年金額にどのような効果があるのか？

A 7 年金は、在職中の標準報酬月額等の平均額と、組合員期間によって金額が決定します。このため、標準報酬月額が高い方が平均額が高くなり、その結果、年金額に反映されることになります。

Q 8 育児休業後、育児短時間勤務をせず、通常勤務で復帰する場合でも申出できるのか？

A 8 育児短時間勤務等をしない場合でも、3歳未満の子を養育（同居）していれば申出は可能です。また、育児休業等を取得しない場合や男性組合員の方でも、何らかの理由で子が3歳に到達するまでの間に標準報酬月額が下がった場合には申出によって特例が適用されます。

Q 9 申出によって特例の効果があることが確実でないと申出はできないのか？

A 9 3歳未満の子を養育（同居）していれば、効果の有無を問わず申出は可能です。申出することによって、子の3歳到達までの間に何らかの理由で標準報酬月額が下がったときに、養育する前月の標準報酬月額が適用されることになります。よって「提出時点では効果が不明だが、念のため提出しておく」ということも可能です。

ただし、子の3歳到達までの間に標準報酬月額が下がらない場合など、結果

として申出が必要なかったことになる可能性もあります。申出には住民票等の添付書類が必要となるため、実際に標準報酬月額が下がったことを確認して提出するか、下がる可能性があるので提出しておくか等の判断は、組合員の方にお任せしています。

Q10 夫婦とも公立学校共済組合の組合員だが、2人とも申出できるのか？

A10 できます。また、その際はそれぞれに住民票等の必要書類の添付をお願いします。

Q11 1人目の子で申出をしているが、その子が3歳到達する前に2人目の産前産後休業に係る掛金免除期間を開始した。この場合、どのように手続きしたらよいのか？

A11 1人目の子については、2人目の子の掛金免除期間開始日が特例終了日（養育しないこととなった日）となりますので、「3歳未満の子を養育しない旨の申出書」を提出してください。添付書類は必要ありません。なお、産前産後休業に係る掛金免除を受けていない場合は、2人目の子の出生日が、1人目の子の特例終了日（養育しないこととなった日）になります。

また、2人目の子についての特例は、産前産後休業または育児休業に係る掛金免除期間がある場合、その期間終了後に適用開始になります。掛金免除期間終了後（復職時等）に申出をしてください。

4 「公的年金制度加入期間等報告書」について

Q12 組合員になった際に提出する「公的年金加入期間等報告書」は年金加入期間を記載する欄があるが、臨時的任用職員など職歴が多い人は記載が大変。

A12 「公的年金加入期間等報告書」は法令（地方公務員等共済組合法施行規程）に基づき、年金加入期間等を記載して提出いただくものです。令和元年度からは年金加入期間の記載に代えて、年金加入期間がわかるもの（日本年金機構発行の被保険者記録回答票やねんきん定期便等の写し）の添付でも可としています。